

平成 27 年度臨時評議員会議事録

- 日 時 平成 28 年 3 月 23 日 (水) 14:00～
- 場 所 グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 1 階 「瑞光」
- 出席者 友永義治 (陸上競技)、青木剛 (水泳)、松崎康弘 (サッカー)、谷雅雄 (スキー)、坂井利郎 (テニス)、木村新 (ボート)、林孝彦 (バレーボール)、弘田充宏 (バスケットボール)、鈴木修 (セーリング)、篠宮稔 (ウエイトリフティング)、市原則之 (ハンドボール)、大島研一 (自転車競技)、笠井達夫 (ソフトテニス)、前原正浩 (卓球)、宗像豊巳 (軟式野球)、春田恭彦 (馬術)、山本正秀 (フェンシング)、山下泰裕 (柔道)、高橋清生 (ソフトボール)、今井茂満 (バドミントン)、福本修二 (剣道)、浪越信夫 (近代五種)、眞下昇 (ラグビーフットボール)、尾形好雄 (山岳)、宮崎利帳 (アーチェリー)、建部彰弘 (アイスホッケー)、片山幸太郎 (銃剣道)、本戸歳知 (クレー射撃)、中村ゆり子 (なぎなた)、齋藤良太郎 (ボウリング)、野端啓夫 (野球)、井上弘 (少林寺拳法)、遠藤容弘 (ゲートボール)、岡崎温 (武術太極拳)、永田圭司 (ゴルフ)、浪岡正行 (カーリング)、宮本英尚 (パワーリフティング)、園山和夫 (グラウンド・ゴルフ)、衣笠剛 (バウンドテニス)、伊部廣明 (バイアスロン)、京極努 (ドッジボール)、碓井進 (ペタンク・ブール)、霜觸寛 (北海道)、田澤俊明 (青森)、川口仁志 (岩手)、鈴木斌次郎 (秋田)、小川潔 (山形)、遠藤均 (福島)、小林一巳 (栃木)、野本彰一 (群馬)、三戸一嘉 (埼玉)、青木寛 (千葉)、並木一夫 (東京)、高橋悟 (神奈川)、岩波輝明 (山梨)、阿部徹 (新潟)、横嶋信生 (富山)、向田和義 (石川)、加藤訓義 (静岡)、村木啓作 (愛知)、東地隆司 (三重)、柴田益孝 (岐阜)、中嶋良立 (滋賀)、桂千恵子 (大阪)、濱田浩嗣 (兵庫)、福井基雄 (奈良)、油野利博 (鳥取)、下岡博司 (島根)、久保田文也 (広島)、太田光宣 (山口)、原田俊 (香川)、分木秀樹 (徳島)、藤原恵 (愛媛)、濱田征男 (高知)、森下博輝 (福岡)、東島敏隆 (佐賀)、高城国昭 (鹿児島)、喜納武信 (沖縄)、山田登志夫 (障がい者スポーツ)、菊山直幸 (中体連)、黒川光隆 (スポーツ芸術)、高橋眞琴 (女子体連)、久保博 (学経)、帖佐寛章 (学経)、寺澤正孝 (学経)、日比野弘 (学経)、吉田和憲 (学経)、大東和美 (学経)、森正博 (学経)、荒川昇 (学経)、佐藤広 (学経)、金子正子 (学経) の各評議員

- (理事) 張富士夫会長、岡本毅、監物永三、岡崎助一の各副会長、
泉正文専務理事、大野敬三常務理事、
有竹隆佐、石川恵一朗、市村仁、宇津木妙子、河内由博、坂本和彦、
坂本祐之輔、佐久間重光、竹田恆和、丹羽治夫、林辰男、平田竹男、
不老浩二、ヨーコ ゼッターランドの各理事
- (監事) 村田芳子監事
- (公認会計士) 戸谷且典公認会計士、中島佳紀公認会計士

評議員総数 123 名、うち出席 92 名で、定款第 23 条により評議員会成立。

議 案

- 第 1 号 議長を選出について (張会長)
- 定款第 20 条第 3 項及び評議員会規程第 3 条に基づき、日本ウエイトリフティング協会の篠宮稔評議員を選任することについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

その後、篠宮評議員を議長に議事に入った。

- 第 2 号 議事録署名人の選出について (議長)
- 定款第 24 条第 2 項に基づき、篠宮議長の他に、不老浩二理事及び東京都体育協会の並木一夫評議員に依頼することについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

- 第 3 号 平成 28 年度事業計画及び予算について (泉専務理事、河内事務局長)

平成 28 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、平成 25 年 6 月に策定した「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の中で、今後のスポーツ推進の新たな基本理念として提示した、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献していく

という「スポーツ立国の実現」を目指し、諸課題の達成に向けて、各事業間の連携を図り、各種活動を積極的に推進する。

さらに、スポーツ現場における暴力行為等の根絶に向けた対応や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスターズゲームズ2021実施への協力・連携など積極的な取り組みを行う。

「Ⅱ. 事業内容」の「国民スポーツ推進事業」について、「1.スポーツイベント開催」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「体育の日」中央記念行事を、従前通り実施する計画とした。

3行事の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「2.国際スポーツ交流推進」では、従前同様のアジア地区スポーツ交流を実施するとともに、国際スポーツ・フォー・オール協議会の運動に協力する。

「3.スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため各種講習会、大会等を実施するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図り、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

特に、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4.地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」に基づき、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整え、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5.スポーツ指導者育成・活用促進」では、指導者養成及び研修を中心として、スポーツ指導者の資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、女性アスリートの健康支援に関する啓発やコーチングスキルの獲得・向上を目指す。

「6.スポーツ医・科学推進」では、各種のスポーツ医・科学研究に取り組む他、ドーピング検査等を実施する際、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とアンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく。

「7.広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

「8.社会貢献活動推進」では、「フェアプレイで日本を元気に」キャン

ペーンの積極的な実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

また、東日本大震災復興支援として、平成 23 年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団登録料の免除を引き続き実施し、併せて、第 71 回国民体育大会（岩手県）の冠称を「東日本大震災復興の架け橋」とする計画としている。

なお、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰及びスポーツにおける暴力行為等相談窓口の運営を従前同様、実施する。

「9.組織体制充実・強化」では、日本オリンピック委員会と共同で、平成 31 年春頃の竣工を目指し、新会館建設に向けた具体的な対応を執り進める。

収益事業としての「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組む。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」は、上記の事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等とも、より一層の連携を図ることとした。

また、国、J K A、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、スポーツ振興資金財団を通して財界等へ本会の推進する諸活動の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成 28 年度予算については、「損益計算ベース」の予算書を提示し、次のとおり説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部 経常収益」について、「基本財産運用益」及び「特定資産運用益」では、近年の市場金利等の状況や運用実績を踏まえた減額、「事業収益」では、特に「審査認定料収入」、「協賛金収入」及び「広報出版収入」の減額とした。

また、「受取補助金等」は、各決定額または内定額及び要望額をもとに編成したものであるが、「スポーツ庁（文部科学省）委託金」で国体におけるオリンピック女子種目導入調査研究等の終了による減額、「スポーツ振興くじ助成金」における「総合型クラブ自立・マネジャー設置」の各支援対象クラブ数の減に伴う減額、「スポーツ安全協会委託金」は、「スポーツ外傷予防ガイドブック（仮称）の作成」を受託することによ

る新規計上、「ミズノスポーツ振興財団助成金」における指導者育成50周年記念行事終了に伴う減額、「ヨネックススポーツ振興財団助成金」は、「全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」への交付が決定したことによる新規計上とした。

「受取負担金」は、「事業負担金収入」の国際交流や指導者養成講習会における実施団体負担金の減額、「受取寄付金」は、「一般寄付金」における近年の収入実績等を踏まえた減額とし、経常収入の合計は、平成27年度予算額に対し、3億3百31万円減の40億8千1百20万8千円を計上した。

「経常増減の部 経常費用」は、去る2月に新会館の建設計画を公表したことから、現在の岸記念体育会館の減価償却期間を短縮する措置を講じる必要が生じたため、減価償却費について、平成27年度予算額に対し、2億8百89万9千円増の2億5千6百62万6千円を計上したが、その他、各取り組みにおける費用の圧縮を図り、「経常費用」の合計としては、平成27年度予算額に対し1億1百54万5千円減の42億9千4百41万8千円を計上した。

これにより、「当期経常増減額」は、公益目的事業会計全体で3億4千8百62万6千円の減、収益事業等会計全体で1億4千2百47万7千円の増、法人会計全体で7百6万1千円の減となり、3会計合計で平成27年度予算額に対し、2億1百76万5千円減の2億1千3百21万円の減額を計上した。

従って、法人税、住民税及び事業税の2千5百万円を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で2億3千8百21万円の減額を計上した。

また、「指定正味財産増減の部」は、増減なしとした。

以上のことから、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」の期末残高を合計した「正味財産期末残高」の合計額は、平成27年度予算額に対し2億3千8百21万円減の32億8千47万4千円を計上した。

さらに、短期借入金限度額について、総合型地域スポーツクラブ育成・支援関連の取り組みに係る費用の総額が、約6億円におよぶことなどから、平成28年度期中における対応資金の準備として、銀行短期借入金限度額を6億円としたい旨を併せて説明。

質疑応答

横嶋評議員（富山）

総合型地域スポーツクラブ育成事業の平成28年度予算が減額されており、平成24年の予算額と比べ約3分の1になっている。当初、国の事業

として始まったこともあり、我々も協力して取り組んできたが、今後の取組の方向性について、どのように考えているか。

岡崎副会長

平成 28 年度における予算減額については、本会に対する総合型地域スポーツクラブからの助成申請が減少したことに起因するものである。今後は、21 世紀の国民スポーツ推進方策に基づき、総合型地域スポーツクラブにおける自助努力の促進を図りつつ、持続可能な活動が行えるように支援するとともに、クラブ登録制度の構築をはじめ、国や日本スポーツ振興センター（JSC）と連携しながら、充実発展に向けた取組を検討していく。また、登録制度の構築にあたっては、加盟団体の意見を十分に聴取しながら検討を重ねていきたい。

遠藤評議員（ゲートボール）

日本体育協会が財政的に厳しい状況と同様に、競技団体も財政的に厳しい。指導者資格の登録料として、登録者から日本体育協会へ 1 万円が納入されているが、競技団体に対して還元されていない。また、加盟団体分担金が 30 万円から 40 万円に変更になっても、加盟団体に対する交付金がない。今後、加盟団体に対する交付金を要望したい。

議長

要望として受け止めることとする。

以上、平成 28 年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第 4 号 加盟団体規程の改定について （泉専務理事）

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 18 条において、公益財団法人の会員が支払う会費については、その使用目的を規程上明確にしていない場合、公益目的事業会計に計上しなければならない旨の定めがあるため、本会は平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行して以降、加盟団体分担金については、公益目的事業会計にて計上してきた。

一般的に、会員が支払った会費について、その会員を統轄する法人や団体における管理・運営費に充てられることは本来妥当であると考えられ、これまでの会計処理の経緯を踏まえると、公益財団法人移行の際に、規程上に「法人会計」にて計上する旨を明記する必要がある。

以上のことから、加盟団体分担金の計上については、資料記載のとおり、本来の使用目的にかなう「法人会計」とすることとし、加盟団体規程第 16 条第 2 項に「法人会計に計上する」旨を明記すること、施行日は平成 28 年 4 月 1 日とすることを説明し、これを諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

報告事項

1. 新会館建設について (岡崎副会長)

新会館建設については、去る 2 月 2 日に館内団体、加盟団体、記者クラブ加盟社に対し、岸記念体育会館を神宮外苑地区に移転する計画を公表した旨を報告。報告に続き、当日の概要について「岸記念体育会館の建替えの背景」、「新会館建設にあたっての基本構想」、「新会館の計画概要」、「今後のスケジュール」について資料に基づき説明。

併せて、新会館建設委員会の委員についても報告。

補足説明

泉専務理事

現会館の減価償却期間を短縮せざるを得ない状況のため、平成 28 年度から 30 年度の 3 年にわたり、毎年約 2 億円程度、計約 6 億円を予算計上することになるので予めご承知おき願いたい。

岡崎副会長

新会館の建設費については、現在、詳細は精査中であるが、約 100 億円程度が見込まれるものと考えている。

2. 東京 2020 アクション&レガシープラン 2016 中間報告について

(岡崎副会長)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）では、昨年 2 月 27 日に国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）に提出した大会開催基本計画をもとに、開催準備に取り組んでいる。

大会開催基本計画には、大会が日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残していくため、組織委員会のみならず、本会をはじめとした多様なステークホルダーが連携して、「オールジャパン」体制で様々なアクションに取り組んでいかなければならないことが記載されている。

そのため、組織委員会では、具体的なアクションと、2020年以降のレガシーを「アクション&レガシープラン」として平成28年夏頃に取りまとめることとしており、去る1月25日、「東京2020アクション&レガシープラン2016中間報告」が公表された旨を報告。

プランの検討にあたり、オールジャパンでの取り組みとして、東京都、政府、経済界、スポーツ界等の関係団体との連携を図り、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」を5本の柱として、組織委員会内に、専門委員会と実務レベルで具体的なアクションを協議・提案する実務検討会議を設置し検討を進めており、本会もスポーツ・健康分野における実務検討会議に参画している旨も報告。併せて、本会が参画する同分野における「基本的な考え方」、「残すべきレガシー」について概要を説明。

また、今後のスケジュールについては、リオオリンピック・パラリンピック大会前の公表に向け、アクションの具現化等に向けた検討を行い、PR活動を通じて全国へプランを波及させるなどに取り組む予定となっており、リオオリンピック・パラリンピック大会後には、関係団体がそれぞれアクションを実施しながら、2020年まで毎年、アクションの実施状況を踏まえたプランの見直しを行うこととなっている旨を説明。

最後に、評議員に対し、中間報告について意見・要望等がある場合は、事務局まで連絡いただき、本会にて取りまとめ組織委員会に提案する旨を説明。

3. その他

- ・平成28年度会議日程について (河内事務局長)

事務局から平成28年度理事会及び評議員会の開催日程について確認した。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時06分閉会。

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人日本体育協会

総務部総務課長 江橋 千晴

総務部総務課係長 添谷 大輔